#### 〔1〕行政区画

#### 1-1 栃木県行政区画図

平成29年4月1日現在 栃木県市町村課



(注) 細字の市町村名は、合併等による旧市町村名です。

	打村数の					
区	昭和28.10.1	平成 29.4.1				
分	現在市町村数	現在市町村数				
市	5	1 4				
町	3 7	1 1				
村	1 2 8	_				
計	170	2 5				

### 1-2 市町村の廃置分合及び名称変更 (昭和29年2月~平成29年3月)

			(昭和	□29年2月~□	平成29年3月	)		(#	5木県市町村課)
年 月 日	廃	置	分	合	•	名	称	変	更
昭和29.2.11	上都賀郡小来, 上都賀郡日光			を日光町に	編入				
3. 31	芳賀郡祖母井村 塩谷郡惠田村村 江村郡郡郡山村村 上都賀郡東岡町市 芳賀郡賀郡山町 那須郡田川町 安蘇郡田沼町	を廃し、その 及び上都賀利 町を今市村、 町のが大谷村 、町境村、向日	の区域を分が落合がある。 お落合をというではない。 大内を廃している。 田村及び、田村及び七	けて北高根 廃し、その 中村を廃し、 その区域を 合村を廃し、	沢村及び氏乳 区域を今市町 、その区域。 もって新たり 、その区域。	家町に編入 町に編入 を小山って市で をいって市で新	たに真岡町 設置 たに烏山町	を設置	
4. 1	下都賀郡国分	寺村を国分	寺小金井町	とする					
4. 29	下都賀郡国分	寺小金井町を	を国分寺町	と変更					
5. 3	芳賀郡長沼村 芳賀郡市羽村							置	
6. 1	那須郡下江川 芳賀郡益子町								
7. 1	那須郡馬頭町	、武茂村、大	大内村及び	大山田村を見	廃し、その国	区域をもっ	て新たに馬	頭町を設置	i.
8. 1	芳賀郡茂木町 河内郡平石村 足利郡三重村	を廃し、その	の区域を宇	都宮市に編	入	或をもって	新たに茂木	町を設置	
8. 10	芳賀郡清原村	を廃し、その	の区域を宇	都宮市に編	入				
9. 25	河内郡横川村	を廃し、その	の区域を宇	都宮市に編	入				
9. 30	下都賀郡大宮	村、皆川村、	吹上村及	び寺尾村を見	廃し、その	区域を栃木	市に編入		
10. 1	鹿沼市、上都 その区域をも 芳賀郡真岡町 河内郡瑞穂野	って新たに歴を真岡市とす	亀沼市を設 する	置		西大芦村、	加蘇村及び	北犬飼村を	・廃し、
11. 1	河内郡篠井村 河内郡城山村 河内郡大沢村 足利郡北郷村	、国本村、富 を廃し、その	富屋村及び の区域を今	豊郷村を廃 市市に編入	し、その区均		市に編入		
11.3	下都賀郡壬生 下都賀郡石橋 那須郡那須村	町及び姿村を	を廃し、そ	の区域をも	って新たにる	石橋町を設	置	置	
12. 1	那須郡大田原	町、親園村別	及び金田村	を廃し、その	の区域をもっ	って新たに	大田原市を	設置	
12. 31	那須郡野崎村	を廃し、その	の区域を分	けて大田原	市及び塩谷和	郡矢板町に	編入		
昭和30.1.1	塩谷郡矢板町 足利郡吾妻村 那須郡黒磯町	を廃し、その	の区域を佐	野市に編入				黒磯町を割	地置
1.8	上都賀郡栗野安蘇郡葛生町								1
2. 11	下都賀郡穂積那須郡黒羽町那須郡西那須	、川西町、同	両郷村及び	須賀川村を	廃し、その	区域をもっ	て新たに黒	羽町を設置	1
3. 31	足利郡三和村 足利郡御厨町 下都賀郡藤岡 安蘇郡赤見町	、筑波村、5 町、部屋村、	入野村及び 赤麻村及	梁田村を廃 び三鴨村を	し、その区 <sup>は</sup> 廃し、その[	或をもって	新たに御厨		i.
4. 1	河内郡古里村. 塩谷郡喜連川 下都賀郡赤津 河内郡羽黒村. 河内郡姿川村.	町及び那須君 村及び家中村 及び絹島村	郡上江川村 対を廃し、 を廃し、そ	を廃し、その その区域を の区域をも	の区域をもっ もって新た! って新たに_	って新たに こ都賀村を 上河内村を	- 喜連川町を 設置	設置	
4. 25	下都賀郡間々	田町及び生丸	#村を廃し	、その区域	をもって新た	たに間々田	町を設置		
4. 27	上都賀郡西方	村及び真名	子村を廃し	、その区域	をもって新た	たに西方村	を設置		
4. 29	河内郡吉田村,河内郡上三川							設置	
5.5	塩谷郡三依村	を廃し、その	の区域を同	郡藤原町に	編入				

## 1-2 市町村の廃置分合及び名称変更 (続) (昭和29年2月~平成29年3月)

	(栃木県市町村課)
年月日	廃 置 分 合 · 名 称 変 更
昭和30.7.28	下都賀郡南犬飼村を廃し、その区域を同郡壬生町に編入 上都賀郡南摩村を廃し、その区域を鹿沼市に編入
8. 10	上都賀郡南押原村を廃し、その区域を鹿沼市に編入
11.5	那須郡佐久山町を廃し、その区域を大田原市に編入
昭和31.9.1	塩谷郡塩原町及び箒根村を廃し、その区域をもって新たに塩原町を設置
9. 30	下都賀郡岩舟村、小野寺村及び静和村を廃し、その区域をもって新たに岩舟村を設置 下都賀郡寒川村を廃し、その区域を間々田町に編入 下都賀郡桑村及び絹村を廃し、その区域をもって新たに桑絹村を設置 安蘇郡新合村及び飛駒村を廃し、その区域を同郡田沼町に編入 下都賀郡瑞穂村、水代村及び富山村を廃し、その区域をもって新たに大平村を設置
昭和32.3.31	下都賀郡国府村を廃し、その区域を栃木市に編入 塩谷郡船生村、大宮村及び玉生村を廃し、その区域をもって新たに塩谷村を設置
昭和33.4.1	塩谷郡北高根沢村及び阿久津町を廃し、その区域をもって新たに高根沢町を設置
11. 1	塩谷郡矢板町を矢板市とする
昭和34.1.1	足利郡菱村を廃し、その区域を群馬県桐生市に編入
4. 1	足利郡富田村を廃し、その区域を足利市に編入
昭和36.7.1	下都賀郡桑絹村を桑絹町とする
11. 3	下都賀郡大平村を大平町とする
昭和37.4.1	下都賀郡岩舟村を岩舟町とする
10. 1	足利郡御厨町及び坂西町を廃し、その区域を足利市に編入
昭和38.1.1	下都賀郡野木村を野木町とする
4. 18	下都賀郡間々田町及び美田村を廃し、その区域を小山市に編入
11.3	下都賀郡都賀村を都賀町とする
昭和40.2.11	塩谷郡塩谷村を塩谷町とする
9. 30	下都賀郡桑絹町を廃し、その区域を小山市に編入
昭和41.4.1	河内郡河内村を河内町とする
昭和45.11.1	那須郡黒磯町を黒磯市とする
昭和46.4.1	河内郡南河内村を南河内町とする
9. 1	那須郡南那須村を南那須町とする
昭和47.1.1	芳賀郡市貝村を市貝町とする
昭和57.4.1	塩谷郡塩原町を那須郡に編入(郡界変更)
平成6.7.1	河内郡上河内村を上河内町とする
10.1	上都賀郡西方村を西方町とする
平成17.1.1	黒磯市、那須郡西那須野町及び塩原町を廃し、その区域をもって新たに那須塩原市を設置
2. 28	佐野市、安蘇郡田沼町及び葛生町を廃し、その区域をもって新たに佐野市を設置
3. 28	塩谷郡氏家町及び喜連川町を廃し、その区域をもって新たにさくら市を設置
10. 1	那須郡湯津上村及び黒羽町を廃し、その区域を大田原市に編入 那須郡南那須町及び烏山町を廃し、その区域をもって新たに那須烏山市を設置 那須郡馬頭町及び小川町を廃し、その区域をもって新たに那珂川町を設置
平成18.1.1	上都賀郡栗野町を廃し、その区域を鹿沼市に編入
1. 10	河内郡南河内町、下都賀郡石橋町及び国分寺町を廃し、その区域をもって新たに下野市を設置
3. 20	日光市、今市市、上都賀郡足尾町、塩谷郡栗山村及び藤原町を廃し、その区域をもって新たに日光市を設置
平成19.3.31	河内郡上河内町及び河内町を廃し、その区域を宇都宮市に編入
平成21.3.23	芳賀郡二宮町を廃し、その区域を真岡市に編入
平成22.3.29	栃木市、下都賀郡大平町、藤岡町及び都賀町を廃し、その区域をもって新たに栃木市を設置
平成23.10.1	上都賀郡西方町を廃し、その区域を栃木市に編入
平成26.4.5	下都賀郡岩舟町を廃し、その区域を栃木市に編入

# 1-3 市町村合併状況 (昭和29年2月~平成29年3月)

(栃木県市町村課)

							(栃木県市町村課)
市町村	施行	合併	関係市町村	市町村	施行	合併	関係市町村
	年月日	形式	IN IN IT		年月日	形式	120 NV 114 - 1 11
宇都宮市	S29. 8. 1	編入	平石村	大田原市	S29. 12. 1	合体	大田原町、親園村、金田村
	S29. 8. 10	"	清原村				(市制施行)
	S29. 9. 25	"	横川村		S29. 12. 31	編入	野崎村の一部
	S29. 10. 1	"	瑞穂野村		S30. 11. 5	"	佐久山町
	S29. 11. 1	"	篠井村の一部、城山村、国本村、		H17. 10. 1	"	湯津上村、黒羽町
			富屋村、豊郷村	矢板市	S29. 12. 31	編入	野崎村の一部を矢板町へ
	S30. 4. 1	"	姿川村、雀宮町		S30. 1. 1	合体	矢板町、泉村、片岡村(町制施行)
	H19. 3. 31	"	上河内町、河内町		S33. 11. 1		(市制施行)
足利市	S29. 8. 1	"	三重村、山前村	那須塩原市	H17. 1. 1	合体	黒磯市、西那須野町、塩原町(市制施行)
	S29. 11. 1	"	北郷村、名草村	さくら市	H17. 3. 28	合体	氏家町、喜連川町(市制施行)
	S34. 4. 1	"	富田村	那須烏山市	H17. 10. 1	"	南那須町、烏山町(市制施行)
	S37. 10. 1	"	御厨町、坂西町	下野市	H18. 1. 10	"	南河内町、石橋町、国分寺町(市制施行)
栃木市	H22. 3. 29	合体	栃木市、大平町、藤岡町、都賀町	上三川町	S30. 4. 29	"	上三川町、本郷村、明治村(町制施行)
			(市制施行)	益子町	S29. 6. 1	"	益子町、田野村、七井村(町制施行)
	H23. 10. 1	編入	西方町	茂木町	S29. 8. 1	"	茂木町、逆川村、須藤村、中川村 (町制施行)
	H26.4.5	編入	岩舟町	市貝町	S29. 5. 3	"	市羽村、小貝村
佐野市	H17. 2. 28	合体	佐野市、田沼町、葛生町(市制施行)		S47. 1. 1		(町制施行)
鹿沼市	S29. 10. 1	"	鹿沼市、東大芦村、菊沢村、板荷村	芳賀町	S29. 3. 31	"	祖母井町、南高根沢村、水橋村(町制施行)
			北押原村、西大芦村、加蘇村、北大	壬生町	S29. 11. 3	"	壬生町、稲葉村(町制施行)
			飼村 (市制施行)		S30. 7. 28	編入	南犬飼村
	S30. 7. 28	編入	南摩村	野木町	S38. 1. 1		(町制施行)
	S30. 8. 10	"	南押原村	塩谷町	S32. 3. 31	合体	船生村、玉生村、大宮村
	H18.1.1	"	粟野町		S40. 2. 11		(町制施行)
日光市	H18. 3. 20	合体	日光市、今市市、足尾町、栗山村、	高根沢町	S33. 4. 1	"	北高根沢村、阿久津町(町制施行)
			藤原町 (市制施行)	那須町	S29. 11. 3	"	那須村、芦野町、伊王野村(町制施行)
小山市	S29. 3. 31	"	小山町、大谷村(市制施行)	那珂川町	H17. 10. 1	"	馬頭町、小川町 (町制施行)
	S38. 4. 18	編入	間々田町、美田村				
	S40. 9. 30	"	桑絹町				
真岡市	S29. 3. 31	合体	真岡町、山前村、大内村、中村				
			(町制施行)				
	S29. 10. 1		(市制施行)				
	H21. 3. 23	編入	二宮町				
				-			